

淡路吹奏楽団規約

(名称)

第1条 この楽団は、淡路吹奏楽団（以下楽団という）と称する。

(目的)

第2条 楽団は、吹奏楽を通じて淡路の教育文化の向上に尽くし、併せて団員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 楽団の事務局は、南あわじ市松帆古津路「西淡社会教育センター」内に設ける。

(団員)

第4条

- 1 団員は音楽を愛好し、かつ楽団の目的に賛同する有志によって構成する。
- 2 新たに団員となるには団長の承認を得なければならない。
- 3 楽団の名誉を傷つけ、または統制を乱し、あるいは楽団を不正に利用する行為があったときは、団長はこれを除名することができる。

(役員)

第5条 楽団には下記の役員を置き、運営と事務を処理する。

①団長（1名）	②副団長（2名）
③事務局長（1名）	④会計（1名）
⑤会計監査（1名）	

(サポーター)

第5条の2

- 1 楽団の趣旨に賛同し楽団の運営に協力するサポーターを設ける。
- 2 サポーターは、個人および法人により構成する。
- 3 サポーターは、別途定める手続きにより登録票を提出する。
- 4 サポーターについても、第4条3を適用することとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、定期総会より翌年の定期総会までとし、再任は認められる。

(役員任務)

第7条

- 1 団長は、楽団を代表し、団務を総括するとともに総会を召集主宰する。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときはその代理を務める。
- 3 事務局長は、楽団の一般事務処理を務める。
- 4 会計は、楽団の会計事務の処理にあたる。
- 5 会計監査は、会計事務の監督検査を行う。

6 役員は、必要に応じ役員会を行う。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

(総会)

第9条 1 楽団では年1回、原則として4月に定期総会を行う。
2 役員会において必要と認めるときは、臨時総会を実施する。

(総会の議事)

第10条 総会は休団中及び島外に居住する者を除く団員の過半数の出席によって成立し、議事は出席団員の過半数で決するものとする。

(運営)

第11条 楽団は総会で承認された運営規則に基づき運営する。

(運営委員)

第12条 1 楽団に運営委員を若干名おく。
2 運営委員は団員の中から互選し、任期は定期総会から定期総会までとする。
3 運営委員は、楽団の運営にあたりとともに、団員相互の連絡協調に努める。

(運営委員会)

第13条 1 必要に応じて運営委員会を開催する。
2 運営委員会は、役員、運営委員によって構成される。
3 運営委員会は、総会において決定された事業計画の趣旨を尊重し、各種事業の企画を決定し、また、その他団務運営に関する事項を協議する。

(経理)

第14条 楽団の経理は、団費と寄付金、その他によってまかない、会計年度は4月より翌年3月までとする。

(規約改正)

第15条 規約改正は総会の承認を必要とする。

(附則)

本規約は、昭和53年4月4日より実施する。

本規約は、昭和60年4月5日より実施する。

本規約は、平成23年4月1日より実施する。

淡路吹奏楽団運営規則

1 団員資格

団員は、中学生以上で吹奏楽に興味を有し、心身ともに健全である者とする。

2 入団方法

①別紙入団申込書に記入押印し、入団金を添え事務局長へ申し込む。

②未成年の学生の入団にあたっては、保護者の承認を必要とする。

3 入団金及び団費

①入団金は一律2000円とし、

団費は月額、社会人3000円

大学生1200円

中・高生500円

とする。

②入団月の翌月から団費をおさめることとする。

③同一生計をたてている休団していない複数の団員については、そのうちの1人は①のとおりとし、他のものは社会人については1000円を、大学生と中・高校生については、月額の2分の1を減額するものとする。月額が異なる複数の団員による場合は、そのうちもっとも年齢が高い団員が①のとおりので団費を払うものとする。

④島外に居住する団員は団費を免除するものとする。

⑤演奏会時等において必要と認められる場合には臨時に団費を徴収する。

3の2 サポーターの登録

①サポーターは、サポーター登録書にサポーター協賛金を添え、事務局長に申し込む。

②サポーター協賛金は1口500円とし、同一サポーターの口数に制限は設けない。

③サポーターへの活動の案内や報告等については適宜行う。

4 活動

①合奏練習及び個人練習の実施

②定期演奏会の開催

③他の団体の事業に対する協力

④その他、規約第2条目的達成に必要な事業

5 練習

①「西淡社会教育センター」研修室で行う。

②練習日は年末年始を除く毎週火・金曜日とし、練習時間は午後8時より午後10時までとする。

③演奏会前などには、臨時に練習日を設けることがある。

6 団費の用途

- ①楽譜、楽器の購入及び備品、消耗品の補充費
- ②演奏会の費用
- ③団運営費

7 退団

- ①退団する場合は、退団届けを事務局に提出する。
- ②月途中の退団であっても、その月の団費を納める。
- ③退団時には未納団費を全納する。

8 休団・復団

- ①ある期間、休団したい時には、休団届けを事務局に提出する。
- ②休団を終えて団の活動に再び参加（復団）するときは、その旨を事務局に申し出る。
- ③月途中の休団・復団については、その月の団費を納める。
- ④休団時に未納団費がある場合には全納するものとする。休団中は団費を免除する。

9 長期練習欠席者の扱い

- ①長期間にわたり連絡なく練習を欠席している者については、本人の意思を確認した上でその扱いを役員会で協議する。

10 レクリエーション

- ①適宜行おう。